

平成27年 第4回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 31

会議日程・付議事件

会議日時 平成27年2月19日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第 3 号	川西市教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
5	議案第 4 号	平成26年度川西市一般会計補正予算について	
6	議案第 5 号	平成27年度川西市一般会計当初予算について	
7	議案第 6 号	いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例の制定について	
8	議案第 7 号	川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例及び川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	議案第 8 号	川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10		諸報告	

出席委員

委員長 服部 保

委員長
職務代行者 加藤 隆一郎

委員 磯部 裕子

委員 鈴木 温美

教育長 牛尾 巧

説明のため出席を求めた者

教 育 振 興 部 長	石 田 剛
総 務 調 整 室 長	森 下 宣 輝
学 校 教 育 室 長	上 中 敏 昭
教育振興部参事兼学校指導課長	若 生 雅 史
教育振興部参事兼青少年センター所長	辻 俊 博
社会教育室長兼文化財資料館長	柳 川 明 彦
まなび支援室長兼中央公民館長	中 定 久 紀
中 央 図 書 館 長	田 淵 敏 子
教 育 総 務 課 長	藪 内 寿 子
教 職 員 課 長	上 西 浩 之
施 設 課 長	池 下 靖 彦
学 校 指 導 課 主 幹	福 竹 優 子
生 徒 指 導 支 援 課 長	株 本 一 男
学 務 課 長	中 西 哲 浩
教育情報センター所長	杉 村 昌 子
社 会 教 育 室 主 幹	井 上 昌 幸
まなび支援室主幹兼中央公民館主幹	松 山 幸 江

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査 岸 本 匡 史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 3	川西市教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	27.2.19	27.2.19	可 決
議案 4	平成26年度川西市一般会計補正予算について	27.2.19	27.2.19	可 決
議案 5	平成27年度川西市一般会計当初予算について	27.2.19	27.2.19	可 決
議案 6	いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例の制定について	27.2.19	27.2.19	可 決
議案 7	川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例及び川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27.2.19	27.2.19	可 決
議案 8	川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27.2.19	27.2.19	可 決

服部委員長 説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。第1回定例会、第2回臨時会及び第3回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

服部委員長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局からご報告をお願いいたします。

教育振興部長 (石田) では、私の方から、事務状況報告ということで2点報告させていただきます。

1点目、川西市PTA連合会との教育懇談会についてでございます。2月12日の木曜日に総合センターにおいて、川西市PTA連合会と教育委員会事務局との懇談会が行われました。

PTA連合会からは、総務の皆様や各小学校・中学校・養護学校の代表の方に出席いただき、教育委員会事務局からは教育長をはじめ各所属長が出席し、1時間30分にわたり行われました。

懇談会の内容は、川西市PTA連合会から提議書が出され、それについて教育委員会事務局から回答するという形式で行われ、具体的な提議書の内容としては、(1)「いじめの問題」について(2)「学力・学校教育」について(3)「給食」について(4)「設備」について(5)「教員」について(6)「教育委員会」について、の6点となっており、PTAの皆様「ナマの声」について、教育委員会事務局の各所属長が回答を行い、最後に教育長より今後の取り組みについてお話をいただきました。

2点目に、桜が丘小学校PFI事業工事完了見学会についてでございます。平成26・27年度にかけて小学校5校で実施される川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業のうち、今年度に工事を実施していた桜が丘小学校の工事が完成し、2月6日に教育長、教育振興部長、施設課職員等で見学を行いましたので、その内容について報告します。

耐震補強の対象となる校舎等の構造は鉄筋コンクリート造で、補強内容

としては、鉄骨ブレース補強とはり補強が実施されており、教室のボルトなどの露出部分についてもカバーで覆うなどの安全対策が実施されてきました。また、天井の耐震化についても実施されました。

次に、大規模改造工事については、外壁の塗りかえや、トイレ改修では、すべりにくい床とするとともに便器の一部洋式化が行われました。また、電気設備改修では照明器具や放送設備の改修が行われました。

また、空調設備工事として普通教室 13 室、理科教室、特別教室 4 室で新設され、職員室において空調設備の集中管理が行えるようにコントローラーが設置されるとともに、省エネルギー化による機能向上として、屋根について外断熱防水と遮熱塗料による塗装を行うとともに、空調設備を導入した教室については、室内暖房熱を外に逃がさず、日射熱を適度に反射し校舎の断熱化を図る Low - E ガラスが設置され、教室のパーテーションに通風改善のための地窓の設置が行われました。

P F I 事業により空調設備が設置され、一定の効果があったものと考えますが、従前の耐震改修工事と違った手法であるため、学校との意思疎通について調整が必要な面があると思われます。

以上でございます。

服部委員長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

事務状況報告の 2 番のご説明のところ、新しい手法での工事であったため、今後、学校側との意思疎通に調整の必要があるというようなご説明がありましたが、具体的にはどういことでしょうか。

総務調整室長
(森下)

従前ですと、学校と密接に情報のやりとりがありましたが、P F I 事業というのは、ある程度、一定、業者にお任せするという部分もありますので、意思疎通が少し弱い面があるかということでございます。来年度、橋渡しというようなことを教育委員会の方でも取り組んでいきたいと考えております。

磯部委員

承知いたしました。

では、今後もこの P F I 事業というのは展開されていくので、そういうときには意思疎通を十分できるように教育委員会の方が橋渡しをするということですね。

総務調整室長

この小学校の耐震化、来年度は 3 校という形になりますので、その中で

(森下) できるだけということでは思っております。
以上です。

磯部委員 ありがとうございます。

加藤委員 手法として、P F I は、今度の複合施設もそうですが、民間の資金を利用して展開をしよう。そうすると、今、言われたように、P F I に適するものと適さないものがある、そこは教育委員会が見ていくというよりも、行政の方としてどのようにしてまちづくりに取り組むかということから始まるので、非常に見えづらくなっていると思います。それと、今の話にもあるように、どこがリスクをどこまで背負うかということ。真ん中にコンサルタント業が入って、そこがいろいろと見ていく、例えば今回だとゼネコンと組んでするというようになるので、責任の所在が極めてあいまいになるという欠点があります。だから、こういうことがP F I に向いているかどうかということ、個人的に、極めて個人的には、僕は向いているとは思えない。だから、それは難しいです。本当に磯部委員が言うように、見て言えることは言わないといけないけども、それが言って通用するかどうかということのもまた別問題になってきたりしますので。だから、事業をちゃんと選んでやっていかないと、特に人命にかかわるようなことに関して、例えば給食センターとか、そういうところにP F I というのは全然正しくないと思います。

磯部委員 これは質問ではありませんが、事務状況報告の1番のところで、提議書の「教育委員会について」という部分でも「ナマの声」をいただいていると思います。学校訪問を積極的に行ってほしいというような声をいただいておりますので、これは委員の方でお声を受けて、極力現場を見に行くということもしたいと思っております。また、そこで見てきたこと、確認してきたこと、聞いてきたこと、感じたことというのは、皆さんの方にフィードバックをしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

加藤委員 でも、その抜き打ち調査をしてほしいなんて、どこまで学校のことを信じてないのみたいな話でしょう。抜き打ちで調べろみたいな、現場は悪いことしているぞみたいなものは、もう少し信頼関係を築こうよと言いたいです。

服部委員長 ほかにございませんか。

る条例を改正しております。法改正後の新制度では、教育委員長の職がなくなることから、その項目を削除し、また、教育長は教育委員ではなくなることから、教育委員の欄の摘要欄の注記を削除するものです。

最後に、施行期日についてでございます。法律の経過措置により、現教育長の任期が満了するまでは、教育委員会の委員の構成等は現制度のまま存続することとなりますので、本条例につきましても、第1条、第3条、第5条につきましては、現教育長の任期が満了した日の翌日から施行するものとしております。第2条、第4条の条番号の改正につきましては平成27年4月1日からの施行となっております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員長 ございませんでしょうか。よろしいですか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第3号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第5、議案第4号「平成26年度川西市一般会計補正予算について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 (藪内) それでは、議案第4号「平成26年度川西市一般会計補正予算」につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、議案書の6ページをお開きください。

本案は、平成26年度川西市一般会計補正予算のうち、教育費予算の見積もりを別紙のとおり提出するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成26年度における教育に係る予算の補正を要求する必要があるためです。

それでは、議案書の7ページをお開きください。平成26年度3月補正

予算明細書によりご説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込み額による歳入歳出予算の補正、並びに財源更正が主な内容であります。

まず、歳入でございますが、一般会計補正予算の歳入区分のうち、教育委員会所管の部分9項目を抜き出して掲載しております。

所属につきましては、教育総務課からまなび支援室まで4所管で、項の名称は、国庫補助金、使用料及び手数料、県補助金、国庫委託金、雑入の6区分でございます。それぞれ費目ごとに財政室へ補正予算要求をした費目の名称、補正要求額、補正等の理由を掲載しております。

それでは、上から順次ご説明いたします。

まず、教育総務課所管のNO.1・2の国庫補助金は、理科教育設備整備費補助金の追加募集分が交付されるため、小学校費補助金で15万円、中学校費補助金で10万円追加しようとするものでございます。

次に学務課所管のNO.3の使用料は、幼稚園保育料の減免対象者が見込みより少なかったため、1,519万8千円を増額し、NO.4の手数料は新制度移行に伴い、平成27年4月入園児より入園料を徴収しないことにより349万7千円減額するものです。

また、NO.5の国庫補助金は、幼稚園就園奨励費補助金の交付決定額が3分の1を上限とする補助率に対し4分の1にとどまっているため、3,869万3千円を減額し、NO.6の県補助金は、ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金の対象園児に交付されるため、26万4千円を増額し、NO.7の雑入では、児童等就学負担金で猪名川町在籍児童が1名減ったことにより244万3千円を減額するものです。

次に学校指導課の所管のNO.8の国庫委託金は、幼児期運動普及啓発事業の実践校として指定を受けたことにより委託金として254万4千円を増額するものです。

次にまなび支援室所管のNO.9の雑入は、文化会館部分の設備保守管理業務に係る経費を公益法人川西市文化財団が負担しており、設備保守管理業務委託が減額になったことに伴い、その負担金を520万円減額しようとするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、NO.1からNO.19まで8所属に分類し、掲載しておりまして、決算見込みにより、概ね100万円の不用額が見込まれるものについて補正を行っております。

まず、教育総務課所管のNO.1は、小学校運営事業の委託料で設備保守管理委託及び業務委託に係る入札差金218万3千円を減額しようとするものでございます。

次に教職員課所管の NO. 2 は、小学校教職員人事管理事業の報酬で嘱託職員 1 名退職により当初見込みより少なかったため、300 万円を、NO. 3・4・5 は、小・中学校教職員人事管理事業及び幼稚園教職員人事管理事業の賃金で臨時職員の一時金及び通勤補助が当初見込みより少なかったため、それぞれ 180 万円、100 万円、270 万円を減額し、NO. 6 は、特別支援学校教職員人事管理事業の賃金で臨時職員の雇人数が当初見込みより少なかったため、300 万円を減額しようとするものでございます。

次に施設課所管の NO. 7 は、特別支援学校施設維持管理事業工事請負費で川西養護学校昇降機更新工事に係る工事の入札差金 788 万 3 千円を減額するものでございます。

次に学務課所管の NO. 8・9 は、就学支援事業の負担金、補助及び交付金で私立幼稚園就園奨励費補助の対象者が見込みより少なかったため、1,976 万 1 千円を、扶助費で就学援助及び就学奨励認定者が当初の見込みより少なかったため、427 万 3 千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に社会教育室所管の NO. 10 は、文化財事業の工事請負費で、加茂遺跡東斜面崩落防止工事及びフェンス工事を施工するにあたり、詳細設計を実施したところ平成 23 年度に実施した予備設計との調整に時間を要し、年度内での工事が困難となったため、2,413 万 6 千円を減額しようとするものです。

次にまなび支援室所管の NO. 11 は、公民館運営事業の委託料で業務委託の入札差金により 820 万円を減額しようとするものです。

次に職員課所管の NO. 12・13、教育総務課所管の NO. 14 から 17、施設課所管の NO. 18、学校指導課所管の NO. 19 は、歳入で国県補助金や特定財源である幼稚園の保育料、入園手数料の増減に伴い、歳出の財源である国県補助金、特定財源及び一般財源を増減額する財源更正でございませぬ。

以上、平成 26 年度 3 月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませぬか。
よろしいでしょうか。

磯部委員

歳入の NO. 8 ですが、県事業実践校として指定を受けた園というのはどちらになりますか。

教育振興部 実践校として指定を受けたということではなくて、川西市自体が委託を
参事（若生） 受けたということでございます。

磯部委員 分かりました。ありがとうございます。

服部委員長 よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第4号につきまして、これを可決する
ことにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては、可決され
ました。

服部委員長 では次に、日程第6、議案第5号「平成27年度川西市一般会計当初予
算について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

総務調整室長 それでは、議案第5号、平成27年度川西市一般会計当初予算について
（森下） ご説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。本案は、平成27年度川西市一般会
計予算のうち、教育費予算の見積もりを提出するについて、川西市教育委
員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでござい
ます。

それでは、議案書の9ページをご覧ください。

まず、平成27年度川西市の一般会計予算案は、551億1,100万
円で、前年度比31億1,300万円、6.0%の増であり、借換債を除
いた実質的な予算規模では、540億270万円となり、前年度より38
億9,770万円、7.8%の増となっています。

一般会計予算のうち、教育予算は、59億7,471万6千円で、前年
度比10億9,760万8千円、率にしまして22.5%の増であります。
一般会計に占める教育費の割合は10.8%で、借換債を除いた実質的な
予算規模では11.1%でございます。

教育費が前年度に比べ約11億円程度増となっておりますが、これは、
公共施設再配置推進室が所管します学校施設耐震化・大規模改造PFI事

業 8 億 6 , 3 9 4 万円、東谷公民館の耐震改修工事や黒川公民館の講堂設計委託など公民館維持管理事業で 1 億 9 , 4 9 1 万 8 千円の増額などによるものでございます。

第 1 0 款の「教育費」につきましては、第 1 項「教育振興費」から第 7 項「生涯学習費」までに分類して予算を計上しております。教育費予算の説明にあたりまして、予算の概要の中で、政策別主要事業として掲載されるものの中から、教育委員会所管の部分を抜粋したものを 1 1 ページに資料として掲載させていただいておりますので、この資料に基づき説明させていただきます。なお、参考といたしまして、児童福祉関係の部分も記載しております。

教育委員会所管の事業は、第 5 次総合計画での体系に即して、「生きがい（育つ・学ぶ）」に掲載されます。

まず、教育施設耐震化事業の教育施設耐震対策事業で屋内運動場等の天井落下防止対策に向けた調査及び設計に係る経費及び久代幼稚園の耐震補強工事に係る経費として 9 , 2 8 3 万円を、学校教育支援事業の基礎学力向上推進事業で「きんたくん学びの道場」を全校で実施するための経費として 2 2 3 万円を、公民館維持管理事業で東谷公民館の耐震（大規模）改修工事に係る経費及び黒川公民館の講堂新設のための設計に係る経費として 1 億 8 , 5 2 5 万円を計上しております。以上が、平成 2 6 年度教育委員会所管の平成 2 7 年度新規拡充事業でございます。なお、教育委員会所管事業ではございませんが、学校施設耐震化・大規模改造 P F I 推進事業で、小学校の耐震化・大規模改造事業費 1 7 億 4 , 1 9 8 万円が計上されております。

また、参考といたしまして、現こども家庭部で予算要求を行った事業ではありますが、平成 2 7 年度より教育委員会が所管することとなる事業といたしまして、留守家庭児童育成クラブ事業で受入対象者の拡大及び開所時間の延長に係る経費として 3 , 5 1 5 万円を、保育所整備事業の地域型保育事業施設整備事業で小規模保育等を行う施設整備に対する補助に係る経費として 5 , 4 0 0 万円を、市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業で加茂幼稚園・加茂保育所及び牧の台幼稚園・緑保育所が一体化した施設の整備への設計に係る経費として 7 , 1 0 0 万円を、青少年支援事業の若者政策推進事業で総合相談窓口の回数を増やすこと等に係る経費として 1 6 4 万円を、保育所運営事業の市立保育所運営事業で産休明け保育の実施及び乳児保育の受入拡大に係る経費として 7 1 6 万円が計上されております。

それでは 9 ページの表に戻っていただき、費目ごとの増減状況について

順次ご説明させていただきます。なお、本表につきましては、予算書作成の考え方にに基づき、平成27年度の予算費目に合わせて、平成26年度の当初予算額を修正しております。例を挙げますと、留守家庭児童育成クラブ事業は、01教育振興費の03学校教育推進費に計上しておりますが、本事業は26年度は民生費に計上されておりました。予算の比較のために、本表の26年度の欄にも留守家庭児童育成クラブ事業を含んだ数値となっております。通常ですと、昨年の分をそのまま旧のところに置き換えるだけですが、今回、事業が大幅に変わるためにそのような作業をしております。なお、増減額の説明にあたりましては、比較増減額の大きなものについてご説明させていただきます。

それではまず、教育振興費であります。このうち02教育振興費の増は、平成27年度、2部体制になることによる部庶務事業として新たに教育推進管理事業を設け、職員人件費が増となったことなどによるものであります。03学校教育推進費の減は、留守家庭児童育成クラブで受入対象や開所時間の延長などによる増加と、就園奨励費補助事業で私立幼稚園就園奨励費補助金が大幅な減となることなどによるものです。

次に、小学校費であります。01学校運営費の増は、平成27年度は小学校の教科書採択の年度にあたることから、小学校教科書・副読本整備に係る経費が増となることなどによるものです。02学校給食費の増は、耐震化工事による給食配送業務にかかる委託料の増などによるものです。

次に、中学校費であります。01学校運営費の増は、学校に配備しているAED機器の更新などによる備品購入費の増などによるものです。

次に、幼稚園費であります。01幼稚園運営費の増は、幼稚園に配備しているAED機器の更新などによる備品購入費の増などによるものです。

次に、特別支援学校費であります。01学校運営費の増は、人件費の増などによるものです。

次に、施設費であります。市立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策に向けた調査及び設計委託、久代幼稚園の耐震補強工事費及び学校施設耐震化・大規模改造PFI推進事業の実施に伴い大きく増となっております。

最後に生涯学習費であります。02生涯学習推進費の減は、平成26年度に行った生涯学習センターからアステ市民プラザへの移転に伴う費用がなくなったことなどによるものです。03文化財費の減は、平成26年度に計上していた加茂遺跡にかかる崩落防止及びフェンス工事にかかる工事請負費の減などによるものです。05公民館費の増は、東谷公民館の耐震改修工事及び黒川公民館の講堂新築工事に伴う設計委託料の計上が主な

理由であります。

以上が、平成27年度の教育に関する予算のうち新規拡充予算及び主な増減理由でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

鈴木委員

学校教育支援事業「きんたくん学びの道場」のことで伺いたいと思います。全校実施とありますが、これは小・中全部の学校ということでしょうか。

学校指導課
主幹（福竹）

「きんたくん学びの道場」につきましては、小学校、来年度から16小学校に支援員を配置するという形でございます。中学校につきましては、放課後の部活などがある関係上、夏休みやテスト前の補充学習のときなどにボランティアの方にお力を借りて行うという、それも一環として「学びの道場」という形では認識はしておるんですけれども、支援員につきましては小学校のみです。

鈴木委員

分かりました。

同じく「学びの道場」のことなんですが、そうしますと、この所要経費というのは、そのボランティアの皆さんに対する謝金に充当されるのでしょうか。

教育振興部
参事（若生）

本年度まで、支援員という形で10人分計上していたのに加え、全小学校を対象としますので、6校分が加わるのがこの223万円ということになります。

鈴木委員

その支援員という方は各校何人ずつ配置をお考えでしょうか。

教育振興部
参事（若生）

各校に1名ずつ、市費の臨時職員ということで、週2回・半日勤務をお願いしているところです。それで、本年度から実施をしておりますが、この市費の臨時職員に加えて、県事業の「ひょうごがんばりタイム」ということで指導補助を各2名ずつ配置している学校があります。次年度についてもそのようなことも、また県から依頼があれば、検討していきたいというふうに思っております。

鈴木委員

分かりました。

文科省は土曜学習を強力に進めたいという意向のように聞いておりますが、川西は「きんたくん学びの道場」に力を入れてらっしゃる、入れていくということですね。

教育振興部長
(石田) 「きんたくん学びの道場」は平日の活動ということで、土曜日授業については、今考えておりますのは、来年度、地域こども支援課というところで、放課後の活動の中で土曜日も考えるというふうなことを今考えております。

鈴木委員 よく分かりました。ありがとうございます。

服部委員長 ほかはよろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第5号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第7、議案第6号「いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

生徒指導支援
課長(株本) 申しわけありません。1点、説明の前に資料の方の訂正をお願いいたします。

議案書の16ページをお開きください。

議案第6号資料(参考)の第5条関連の(4)ですが、「その他教育委員会が必要と認める者について」となっておりますが、その「について」を削除願います。

それでは、議案第6号「いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の12ページをお開きください。

本案は、いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例を別紙の通り制定することについて市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則

第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

提案理由といたしましては、川西市いじめ防止基本方針を策定することに伴い、いじめ対応川西市ネットワーク会議等を条例設置することにより、いじめ防止等の対策を効果的に推進するためでございます。

本条例で設置しようとする組織は、いじめ対応川西市ネットワーク会議及び、川西市いじめ問題対策委員会でございます。

いじめ対応川西市ネットワーク会議につきましては、現在、要綱にて設置しているものですが、いじめ防止対策推進法を受けまして、条例により設置しようとするものでございます。本会議は、いじめ問題への対応を強化するため、市・学校・関係機関等が連携し、情報共有を図りながら協力体制の構築を図ろうとするものです。

また、川西市いじめ問題対策委員会につきましては、今回新たに教育委員会の附属機関として設置するものであり、いじめの防止等の対策及び、法第28条第1項の規定による重大事態の調査に関する事項について調査審議をしようとするものです。

13ページをお開き願います。第1条、趣旨では、本条例はいじめ防止対策推進法第14条第1項及び第3項に規定する組織の設置に関し、必要な事項を定めるとしております。第2条、定義では、この条例において使用する用語の定義は、法に定めるところによるものとしております。第3条では、法第14条第1項の規定に基づき、川西市教育委員会に、いじめ対応川西市ネットワーク会議を置くとしております。第4条、ネットワーク会議の所掌事務といたしまして、いじめ対応に関する体制等について共通理解を図るとともに、いじめ問題の迅速な解決に向けた協力体制を構築し、各学校におけるいじめ問題への取組の一層の充実を図るとしております。第5条、組織等としまして、第1項ではネットワーク会議を組織するものを規定しており、第1号では学校教育の関係者、第2号では関係行政機関の職員、第3号では市職員、第4号では、その他教育委員会が必要と認める者としております。第2項では、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とするとしております。

第6条第1項、委員の任期につきましては1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としております。第2項では、委員は、再任されることができるとしております。

13ページから14ページにかけては、第7条、会長及び副会長につきましては、第1項においてネットワーク会議に会長及び副会長を置くとし、第2項では、会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちか

ら会長が指名するとしております。第3項では、会長は会務を総理し、ネットワーク会議を代表すると規定しております。第4項では、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理すると規定しております。第8条、会議では、第1項において、ネットワーク会議の会議は、教育委員会が招集するとしております。第2項では、ネットワーク会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないとしております。第3項では、委員は、事故その他のやむを得ない理由によりネットワーク会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができると規定しております。第4項では、会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができると規定しております。第9条では、ネットワーク会議の庶務は、教育委員会事務局において処理するとしております。

続いて、川西市いじめ問題対策委員会についてでございます。

第10条においては、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に川西市いじめ問題対策委員会を置くとして規定しております。第11条、所掌事務では、対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するとし、第1号では、いじめの防止等の対策に関する事項、第2号では、法第28条第1項の規定による調査に関する事項と規定しております。第12条、組織では、第1項において、対策委員会は、委員10人以内をもって組織するとしております。第2項では、委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命するとしております。第3項では、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとし、その職を退いた後も同様とすると規定しております。第13条、任期については、第1項において、委員の任期は、2年とするとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすると規定しております。第2項では、委員は、再任されることができるとしてあります。続きまして15ページをご覧ください。第14条、臨時委員については、第1項では、教育委員会は第11条第2号の事項を調査審議する場合において特に必要があると認めるときは、対策委員会に臨時委員若干人を置くことができると規定しております。第2項では、第12条第3項の規定は、臨時委員について準用すると規定しております。第15条では、第7条から第9条までの規定は、対策委員会について準用するとし、この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えると規定しております。第16条、委任においては、この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会

が別に定めると規定しております。

付則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

以上が条例案でございます。

次ページをご覧ください

いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例の資料を添付しております。条例可決後に、本内容で教育委員会規則を制定する予定でございます。

第5条関連としまして、ネットワーク会議の組織として

(1) 学校関係職員については、川西市の兵庫県立高等学校の職員及び、川西市立学校の職員を考慮しております。

(2) 関係行政機関の職員については、兵庫県警察の職員、兵庫県の児童福祉関係の職員、兵庫県教育委員会の職員を考慮しております。

(3) 市職員については、川西市教育委員会の職員を考慮しております。

(4) その他教育委員会が認める者としております。

第12条第2項関連につきましては、

(1) 学識経験のある者として、大学教員等を、(2) その他教育委員会が必要と認める者として、弁護士、医師、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、市及び関係行政機関職員を考慮しております。

第9条関連としまして、ネットワーク会議等の庶務につきましては、教育委員会教育推進部学校教育室生徒指導支援課で処理するものと考えております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

鈴木委員

ネットワーク会議や対策委員会のメンバーとして専門職の皆さんや職員の方が挙がっていますが、川西市には補導委員会の皆さんが総勢100人前後いらっしゃるかと思います。大変子どもたちの身近にあって温かい目で子どもたちを見守って、よく把握なさっておられます。補導委員会のメンバーがここに名を連ねると、加わるということは考えられますか。

生徒指導支援
課長(株本)

補導委員会のメンバーの方がこの中に入れるかどうかということでございますけれども、まずネットワーク会議につきましては、現在も行っているところでございますが、非常に個人情報等を含む事例ですとかそういうものについて情報交流等をしたります場面がございますので、なかなか補

導委員さんに入っていただくことは難しいのかなと考えております。それと、もう1点、いじめ問題対策委員会につきましては、市の取り組みについては皆さんの知るところではあるかと思いますが、第28条1項に規定されているものに関する調査というところで、重大事態についての調査となります。それについても個人情報が多いというところで、なかなか入っていただくのは難しいかなと考えております。

以上です。

鈴木委員

そうですか。分かりました。

服部委員長

今の問題ですけど、この(4)で、「その他教育委員会が必要と認める者」ということで認めれば、それでよろしいわけですね。

生徒指導支援
課長(株本)

そうですね、「必要と認める者」ということで、これ以外の者も入っていただくことは可能かと思えます。例えば今年度でしたら、オンブズパーソンの方に来ていただいて話をさせていただいたりということもございましたので、そういうことも可能でございます。

服部委員長

だから、可能な点を出した方がいいと思えます。できないということと言われるよりも、その人によって、結局、可能かどうかで決まってしまうわけですね、その職についている者全部を決めるというわけではないから。例えばその人が大学の教員であれば、その人はそれで資格を持つわけですから。

生徒指導支援
課長(株本)

なかなか入れる者を全部挙げるというのは。

服部委員長

ですから入れる者ではなくて、ここにある規定をそのまま読めば入る可能性もあるから、人によっては入る可能性もありますよという答え方でいいのかなと思ったということです。

生徒指導支援
課長(株本)

そのとき、その会議の内容等により、おっしゃられた形がいいのかなと思えます。必要と認めるなら入ることは可能です。

服部委員長

そうですね。よろしいでしょうか。

加藤委員 こういうときの構成についてですが、1、2、3というのは教育行政、これ教育行政の一環と考えると、教育行政の行政を組み立てる機関としての1、2、3があって、そのほかのところに4番目があるわけなんです。だから、それは委員長がおっしゃるように、この「認める者」の中には、ここには何も規定がなくて、そのときに必要、事案によって必要があれば、補導関係の方でもどの関係の方でも入れるという枠は4番目につくってあるのだと思います。ですが、本来は、行政執行機関としての役割を果たすためには、1、2、3の規定の中からやらないと、行政がまともに進まないというのが根底にあると思います。ですが、入れるか、入れないかということに関しては、委員長おっしゃったように、可能性としては低いのかもかもしれませんが、あるということにしておくべきですね。

服部委員長 そうですね。
よろしいでしょうか、ほかに。

磯部委員 対策委員会についてなんですけれども、委員は、10名以内をもって組織するというふうに第12条で規定されていますが、委員長、副委員長はじめ学識経験のある者、その他教育委員会が必要と認める者の中から構成されてくると思います。この最少人数というものは決められているのでしょうか。

生徒指導支援課長（株本） 最少人数という形では挙げておりませんが、16ページに書いておりますように、現在のところ、大学教員、弁護士、医師、それから心理に関する専門的な知識を持たれている方と市の職員ということで、最低5名から6名を考えているところではございます。まだはっきりとは決まってはおりません。

磯部委員 ありがとうございます。

学校教育室長（上中） すみません、補足をさせていただきます。
今、16ページのところに、規則で定める者ということで挙げさせていただいております。このいじめ対策委員会のこの会が成立するような形の中で、それぞれの職域の中で参加していただくということですので、やはりここに挙げられている方々にはすべて参加していただくというようなところで考えております。
以上でございます。

磯部委員 ありがとうございます。

服部委員長 よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第6号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第8、議案第7号「川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例及び川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長 (中西) 議案第7号「川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例及び川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の17ページをお開きください。

本案は、川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例及び川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

子ども・子育て支援法の制定により、市立幼稚園の保育料は、政令で定める額を限度に所得に応じた負担を基本として市町村が定める額とされたことなどから、徴収根拠規定を本条例に定めるとともに、その他所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は議案書の18ページのとおりですが、19ページ20ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第1条では「川西市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例」を改正するもので、主な改正点は3点でございます。

1点目が、入園料については毎月徴収する保育料の中で徴収することが基本となるため、入園料に関する題名、条文等を削除しようとするもので

ございます。具体的には現行条例において、題名をはじめ、条文では第1条と第2条、第5条から第8条まで、それぞれ入園料に関する条文を削除しようとするものでございます

2点目が、第2条において、保育料の上限を子ども・子育て支援法に基づく政令で定める額とするとともに、所得階層等に応じた具体的な額については教育委員会規則で定めることを規定しようとするものでございます。

3点目が、月途中における入退園があった場合の保育料については、日割り計算することとなり、教育委員会規則で定めることから、保育料の還付に関する現行の第6条を削除しようとするものでございます。

なお、以上の改正に加えまして、条文の繰り上げなどの整理を行おうとするものでございます。

次に、20ページでございますが、第2条では「川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」を改正するもので、入園料について定めている第7条につきまして、削除しようとするものでございます。

なお、いずれの条例も子ども・子育て支援法の施行の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員長

よろしいでしょうか。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。議案第7号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては、可決されました。

服部委員長

では次に、日程第9、議案第8号「川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学務課長

議案第8号「川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定

(中西)

について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の21ページをお開きください。

本案は、川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定等に伴い、幼稚園教育の振興等については保育所を含め子育て支援全体の中で進めていくこととなったため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は議案書の22ページのとおりですが、23ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

2つの審議会、「川西市幼稚園教育振興審議会」及び「川西市幼児教育問題審議会」を廃止しようとするものでございます。

廃止理由でございますが、まず「川西市幼稚園教育振興審議会」につきましては、幼稚園教育振興計画の策定に関して調査審議を行う審議会でございますが、当計画につきましては、「川西市子ども・子育て計画」に統合することとなったためでございます。

また、「川西市幼児教育問題審議会」は、市立幼稚園における幼児教育のあり方について調査審議を行う審議会でございますが、当事案につきましては、「川西市子ども・子育て会議」において調査審議されることとなったために、廃止しようとするものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員長

よろしいでしょうか。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。議案第8号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第10、「諸報告」であります。関連する案件でありますので、諸報告1「生涯学習短期大学平成27年度入学案内について」、諸報告2「生涯学習短期大学特別講義「男と女の歴史と日本を学ぶ」の実施について」をあわせて事務局からご報告をお願いいたします。

まなび支援
室長（中定） それでは、ご案内いただきましたように1と2、関連しておりますので、あわせて報告させていただきます。

まず、「平成27年度川西市生涯学習短期大学(レフネック)入学案内」についてご報告いたします。

平成27年度のレフネック事業を、本日配付いたしました資料1「平成27年度 入学案内」のとおり取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

まず、生涯学習短期大学の教室は昨年8月からアステ市民プラザに移りました。新年度は広い教室で開講することとなるため、定員を各学科100人、従前と同じく90分講義を各20回、2年間で40回の講義計画です。土曜日の学習で1年、2年次全学科は入学式翌週の5月23日から開始する予定でございます。

まず、今回募集いたします第22期生1年次の2学科ですが、初めに「心理学科」を6ページから9ページに掲載しております。「心の種々相を観察しましょう」をテーマに、大学で研究されている様々な領域の基礎知識と研究の知見について解説しながら「生きるために学ぶとともに、学ぶために生きる」という理念の下、楽しい学習を創っていただく予定です。同志社大学は心理学を学部昇格し充実を図っておられることから、同志社大学心理学部の先生10名にご指導いただく予定です。

もう1学科は「スポーツ健康科学科」で、10ページから14ページに掲載しております。「スポーツ健康科学科への誘い」をテーマに、心身の健康及び生活を確立するため必要な正しい知識やスキルを修得するとともに、自律的で豊かなヘルシーライフ及びスポーツライフの形成に資する能力の獲得をめざして平成27年度は20回の講義を実施します。この学科につきましてもスポーツ健康科学部を創設している立命館大学の先生方8名にご講義いただきます。

次に、今年度からの続きですが、2年次の「いきもの・環境学科」「文化情報学科」については、今回は募集いたしません。

まず、「いきもの・環境学科」を15ページから19ページに掲載しております。「自然共生社会のあり方を探る」をテーマに、人と自然が共生

する持続可能な地域社会を構築するため、川西市とその周辺地域の自然の現状や特徴、価値、課題解決のための方策などを様々な角度から解説していただきます。本市教育委員長で兵庫県立大学名誉教授の服部保先生他15名の先生方にご指導いただく予定です。

2年次、もう1学科は「文化情報学科」で、20ページから23ページに掲載しております。2年次は「文化情報学のさらなる理解に向けて」とテーマを替え、1年次の学習を踏まえて、受講学生一人ひとりが新たな学問を創始できるように応用力の養成に努めます。同志社大学の文化情報学部の先生方5名にご講義いただきます。

以上、本科4学科は「アステ市民プラザ」アステホールにて授業を進める予定です。

引き続きまして、オープン講座でございます。こちらは今年度から「アステ市民プラザ」において、定員を50名増やしレフネックの在校生100人と公募の一般市民100人、計200人を対象に3回のコースを開講しています。なお、平成27年度からは受講料として1コースごとに千円を頂く計画で、事業収支の均衡を図るとともに、受講者の欠席抑制を目的とするものです。

講義内容は24ページから26ページに掲載しております。

まず、1コース目ですが、24ページの免疫学講座で、「免疫の仕組みを学んでいろいろな病気を理解しよう」と題しまして4回の講義を実施します。講師は京都大学再生医科学研究所 河本宏先生です。2コース目は25ページの美術鑑賞講座として「近世絵画を見る楽しみ」と題しまして、大阪大学大学院文学研究科 奥平俊六先生に4回ご担当いただきます。3コース目は26ページでございます。歌謡曲講座で「安齋育郎が語る:歌謡曲と時代と人」と題しまして、安齋科学・平和事務所所長の安齋育郎先生に3回の講義をお願いしています。

なお、ただ今報告いたしました入学案内に掲載しておりますレフネック事業につきましては、平成26年6月19日と平成27年1月8日開催の平成26年度第2回生涯学習センター運営委員会と第1回生涯学習短期大学運営に係る懇談会にお諮りしております。

また、この入学案内の冊子につきましては、市役所の正面案内、各公民館、アステ市民プラザ等で3月1日号広報紙掲載の時期等を合わせ3月以降に配布する予定でございます。専攻学科1年次の申込期間は3月3日から3月31日までです。

あわせて、入学式につきましては5月16日土曜日に開催させていただく予定をいたしておりますので、教育委員の皆様方にはご多忙中誠に申し

わけございませんが、ご臨席賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、1点目、平成27年度川西市生涯学習短期大学(レフネック)入学案内についての説明を終わらせていただきます。

続きまして関連いたします2点目、資料2、議案書の方の一番末尾に付けてございます資料2の方、こちらの方をご覧ください。

特別講義「男と女の歴史と日本を学ぶ」を3月4日、11日に実施いたします。今回、あえて報告いたしますのは生涯学習短期大学の事業計画にない講義で、先生からのご好意でもって実施することから今回報告させていただきます。関西大学文学部教授の藪田貫先生は平成12年度の日本史学科、平成23、24年度には文化遺産学科でご指導いただき今年度はオープン講座「女性史講座」でお世話になった先生です。パンフレットにも書いていただきましたが「川西市の生涯学習という場を得て、充実した講座を経験させていただきました。そのことへのお礼をこめて」というお言葉を頂きまして、今回の実施に至ったわけでございます。

先生は今年度でもって関西大学をご退任ですが、兵庫県立歴史博物館館長としてますますご活躍の予定です。今後ともそういった御縁を大切に、先生の特別講義についても事務局として大事に扱いながら御縁を大切に、また充実した講演また講義が市民に提供できるよう努めていくということで、今回、報告事項の中にも含めさせていただきました。

以上でございます。

服部委員長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

特別講座ですが、今この資料を拝見しますと、往復ハガキでの申込みが2月10日締め切り、必着ということでございますが、応募数はどれくらいございますか。

まなび支援
室長(中定)

今回、先生からのお申し出がございまして、非常に短期間の中での告知ということもありました。現在のところ80名強というところですが、ただ、実をいいますと、ご厚意でもって講座を設けていただきますので、例えばご退任される関西大学の方から、またいろんな大学に赴任されている先生の教え子から、いろいろなところから受講申込みが現在来ておるところでございます。今後とも、川西市民またレフネックの学生ということだけにとどまらず、本当に役に立つ場としてこの特別講義の場、どんどん受講生の方を受け入れたいというふうに考えております。

磯部委員

そうですね。ぜひ100席満席になるようにしたいですね。

服部委員長

ほかにございませんでしょうか。

では、私の方から。去年、講座を2回持たせていただきました。修了式
のときにも申し上げましたが、ここの講座のレベルが非常に高いです。僕
は、姫路、神戸、伊丹、宝塚も行っています。あちこちで生涯学習とい
うことをやっていますが、大体、普通の大学よりはこういう生涯大学の方が
レベルは高いんですが、川西の場合は特に高い。博物館の先生というのは
特になんですが、全員に理解するようにということでどうしてもレベルを
落とした形で説明するんです。そうすると、アンケートで「やさしすぎる」
というような意見をいただいたりします。だから、ここのレベルはちょっ
と違うということを講師の先生にもう少しお伝えした方がいいのではない
かと、「ここはものすごいレベルが高いからいい加減なことをやるとどう
なるか分らんよ」という形で言われてもいいくらいここのレベルは本当
に高いということを一つ感じました。

それと、ここで勉強された方をもう少し、修了式でも申し上げましたが、
川西に戻すようなことですね、何かその活躍の舞台みたいなものがあれば、
分野的に少し難しいのもあるでしょうが、そういうものがあれば、もっと
おもしろい、本来の目的が達せられるように感じます。また考えていただ
けたらと思います。

まなび支援
室長（中定）

ご意見、ありがとうございます。実はこういうご厚意でもってされる特
別講義、これ初めてではありません。大阪大学の哲学科のナイトセミナー
や、また最近ありました水資源・環境学科の方では、午前中の講義からま
た延長して午後の講義へとずっと延長していただいたり、また学会の方へ
ご招聘いただいたりということもございます。その辺の本音の意見でいいま
すと、委員長おっしゃっていただいたように、教える者は教えるだけでな
く教える喜びをそこで知って、さらに高まりを求めて、例えば自分が今研
究している学会の内容、発表内容までちょっと触れていただくといううれ
しいご意見も聞いております。今後また委員長のご意見を参考に、受講生
の方にも共鳴できるようなそんな高度な学習を提供していきたいと思いま
す。

それと、受講生の方につきましても、調査によりますと、ほぼ4割方が
地域のボランティア等にかかわっておるといふところで、学ぶだけ
ではなしに、その教室の中で仲間づくりができていっているといういい傾
向も出てきております。今後は、教えていただきました知識等をもとに、

学習の方を積み重ねていくような工夫を凝らしていきたいと思っております。

服部委員長

よろしく申し上げます。
ほかにご覧いませんか。

磯部委員

22期生の募集のカリキュラムの中で、心理学科の内容を一つずつ見ておきますと、教育現場に携わる者もこういうことをしっかりと勉強すれば、よりよいコミュニケーション、よりよいかかわりができるのではないかなと思うようなすばらしい内容になっていると思います。乳幼児のところのコミュニケーションもありますし、青年期のということもあるので、ぜひ教育現場の方々も受講なさるといいのかな、私も勉強したいなと思うような内容だと思います。たしか水資源のときに川西市の水道局の方が受講なさって、そこでできた論文集も今後活かすということを伺ったんですが、今回のこのテーマも教育現場の皆さんにとってはすごくいいものかなと思います。もちろん勉強は今まで十分なさっているとは思いますが、そのようなテーマかなと思って拝見しました。

まなび支援
室長（中定）

心理学は、この21期までで3回、2年間の講義をしております、おのおの理論であったり、また臨床心理であったり、今度また同志社大学の方でしていただくのですが、特に前回の臨床心理のとき、職種などは聞かずに募集しておりますが、例えば看護部門であったり、また他市ではありましたが、教職につかれた方という方が非常に多く受講生として入っておられて、不登校児童の心理学とか、またその卒業式までの成功例というものをDVDで放映されたりと、磯部委員がおっしゃっていただきましたように、教育の先生方、現場におられる方も、土曜日の開講ですので、ぜひともお一人でも多くの方、職務に活かしていただきたいというふうな内容も盛り込まれていると思います。

磯部委員

ありがとうございます。

服部委員長

ほかにご覧いませんか。
よろしいでしょうか。

服部委員長

それでは諸報告1、2については以上といたします。

服部委員長

では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、3月25日(水)午後2時から、教育情報センター研修室において開会いたします。

服部委員長

これをもちまして、第4回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後3時16分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成27年3月25日

署名委員 磯部 裕子 ⑩

鈴木 温美 ⑩